

## ワーケーション実施費用補助金交付要綱

(令和6年9月4日決裁)

(令和7年6月10日一部改正)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ワーケーション実施費用補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、市外の企業・団体（以下、「企業等」という。）や企業等に勤める市外在住の役員・社員（職員）又はフリーランス・個人事業主（以下「社員等」という。）が研修・合宿型、ボランティア型、テレワーク型などのワーケーションを実施する際に、必要な経費の一部を補助し、観光需要の平準化及び観光消費額の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション 非日常の土地で仕事を行うことや、本市をフィールドとして企業研修を行うことで、生産性や心の健康を高め、より良いワーク&ライフスタイルを実施することをいう。
- (2) 企業等 法人の本店所在地が市外の企業又は団体をいう。
- (3) 社員等 日本国内（会津若松市除く）に住所を有し、居住実態がある者をいう。
- (4) コーディネーター 市ワーケーション推進協議会（以下、「市協議会」という。）が指定した旅行会社をいう。

### (交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下、「交付対象者」という。）は、以下の第1号から第4号までの要件を全て満たす企業等、社員等から貸切バス及びレンタカーの手配を受けたコーディネーターとする。

- (1) 社員等が所属する法人においては既に1年以上の事業活動実績があること。
- (2) 国・都道府県等その他の公的機関から助成金等を重複して交付を受ける者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。
- (4) 会津若松市暴力団排除条例（平成23年会津若松市条例第4号）第2条に定める暴力団であること又は暴力団員等と関係を有するものでないこと。

(補助の対象及び補助額)

第5条 補助対象経費及び補助限度額については、別紙のとおりとする。

- 2 前項による補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を補助金額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ワーケーション実施の1ヵ月前までにワーケーションの日程、参加人数、交付申請額、使用台数を記載したワーケーション実施計画書を提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の書類を受理したときは、当該事前協議に係る補助内容が補助対象に該当するかを審査し、その結果を速やかに審査し、適当と認めるときは通知する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、ワーケーション実施費用補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、ワーケーション実施前に会長に提出しなければならない。

- (1) ワーケーションの日程、内容、参加人数、実施費用などが確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を速やかに審査し、適当と認めるときは交付の決定をするものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の規定により決定を受けた者は、会長の指定する日までにワーケーション実施費用補助金交付請求書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 実施費用から交付申請額が割引されていることがわかる明細書等
- 2 会長は、前項による請求があった場合は、当該補助額を交付対象者に支払うものとする。

(交付決定の取消等)

第 10 条 会長は、前条の規定により交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。ただし、会長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 会津若松市暴力団排除条例(平成 23 年会津若松市条例第 4 号)第 2 条に定める暴力団であること又は暴力団員等と関係を有するものであることが明らかになったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金の交付に関し会長が不相当であると認める事由が生じたとき。

(会計帳簿等の整理等)

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、当該事業の完了した日の属する年度の翌年から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の規定は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

## 別紙

補助対象経費	補助率	上限額	補助上限日数
① 貸切バス利用料 ※ 1個の契約によって乗車定員11名以上の自動車を貸し切って運送する利用料を対象とする。	1/2	25,000円/日	1台当たりの上限日数7日
② レンタカー利用料 ※ 福島県レンタカー協会に加盟している事業者の貸し自動車利用料を対象とする。	1/2	3,000円/日	1台当たりの上限日数7日